

令和5年度版 所得税法能力検定試験 過去問題集

「所得税法能力検定試験 3級 過去問題集」に下記の誤りがございました。  
 確認作業が不十分でございました。訂正してお詫び申し上げます。

令和5年9月20日現在

頁	行	誤	正
137	6	第107回 解説（第1問(4)） 建物(棚卸資産に該当しない。)を売却した ことによる収入は、譲渡所得とされる。 (所法 33①, ②)	第107回 解説（第1問(4)） 勤務先から受けた賞与は、給与所得とされ る。(所法 28①)
150	下から 10	第110回 解説（第2問(5)） × 予定納税基準額が15万円以上である 場合には、第1期及び第2期において、そ れぞれの予定納税基準額の3分の1に相当 する金額の所得税を国に納付しなければな らない。(所法 104①)	第110回 解説（第2問(5)） ○ 配当所得の金額(所法 24②)